

2020年5月29日（更新）

5月19日（初掲）

日本生命保険相互会社

## 「新型コロナウイルス感染症」に罹患された 企業保険等のお客様の災害死亡保険金等の特別取り扱いについて

「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

日本生命保険相互会社（社長：清水博）は、「新型コロナウイルス感染症」に罹患されたお客様への災害死亡保険金等のお支払いについて、個別保険と同様※に企業保険等においてもお支払いの対象として取り扱います。

※「新型コロナウイルス感染症」に罹患されたお客様の災害死亡保険金等の特別取り扱いについて  
(2020年4月16日プレスリリース) <https://www.nissay.co.jp/news/2020/pdf/20200416.pdf>

### ○取り扱い内容

団体定期保険・新団体定期保険における災害保障特約・傷害特約等の特約および財形保険※<sup>1</sup>について、「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として死亡等の支払事由に該当した場合※<sup>2</sup>には、災害保険金等のお支払いの対象とします。

※<sup>1</sup> 財形保険について 2020年5月29日更新。財形保険は、勤労者財産形成貯蓄積立保険、財形住宅貯蓄積立保険、勤労者財産形成基金保険、勤労者財産形成給付金保険、財形年金積立保険を指します。

※<sup>2</sup> 医師の診断書を必要とします。

### ○対象期間

これまでに支払事由に該当した場合も含めて、団体定期保険・新団体定期保険における災害保障特約・傷害特約等は5月20日以降、財形保険は6月1日以降適用※します。

※なお、「新型コロナウイルス感染症」の状況を踏まえるとともに、政令において指定感染症の対象外になるなど災害保障の概念に適さなくなった場合等には、事前に周知したうえで当取り扱いを終了する場合があります。

以 上